

## 不法投棄防止啓発ツール制作業務に係る業務委託企画提案競技実施要領

### 1 目的

不法投棄防止啓発ツール制作業務の受託候補者を決定する企画提案協議の実施について、必要な事項を定める。

### 2 委託の内容

別紙「不法投棄防止啓発ツール制作業務委託仕様書」のとおり。

### 3 委託金額の上限

1, 836, 780円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

### 4 委託の期間

契約締結の日から令和8年12月11日（金）まで

### 5 参加資格要件

次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業種で、種目が「S-03：デザイン制作」である者
- (2) 宮崎県内に本社又は営業所を置く者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (6) 県税に未納がない者
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1項に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者

### 6 企画提案競技実施の告知方法

本館前掲示板及び県庁HPにより告知

## 7 スケジュール

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| (1) 公告               | 令和8年6月15日(月)           |
| (2) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年6月24日(水)午後5時<br>必着 |
| (3) 質問等の締切           | 令和8年6月29日(月)午後5時<br>必着 |
| (4) 参加資格確認結果の通知      | 令和8年7月1日(水)までに通知       |
| (5) 企画提案書の提出締切       | 令和8年7月7日(火)午後5時必着      |
| (6) 審査結果の通知          | 令和8年7月下旬               |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙1）及び誓約書（別紙2）を提出するものとする。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和8年6月24日(水)午後5時必着

#### ③ 提出方法

電子メール又はFAX（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

### (2) 質問書

質問がある場合には質問書（別紙3）を提出すること。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和8年6月29日(月)午後5時必着

#### ③ 提出方法

電子メール又はFAX（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

#### ④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技の参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

### (3) 企画提案書

① 各社の提案は、1社1案とし、著作権に問題が生じないようにすること。

#### ② 提出書類

ア 企画提案書(原本1部、コピー5部)【原本にのみ法人名を記載すること】

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4版(一部A3版を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。
- ・縦置き、横置きは自由とするが、混在は不可。
- ・フォントは12ポイントを基本とする。

イ 見積書  
ウ 業務スケジュール  
エ 運営体制  
オ 業務実績

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年7月7日(火)午後5時必着

⑤ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) 審査項目

以下の各項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・業務の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。

② デザイン

- ・啓発グッズに訴求性があるか。

③ 運営体制

- ・仕様書を踏まえた内容で業務内容が達成される企画となっているか。
- ・計画的な業務スケジュールとなっているか。

④ 経済性

- ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また節減が図られているか。

⑤ 実績

- ・本業務を受託するにふさわしい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(5) 選定方法

複数の審査員において提案の内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を委託候補者として選定する。

(6) 審査結果の通知

令和8年7月下旬に、採択・不採択に関わらず書面にて通知する。

## 9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

## 11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は、全て宮崎県に帰属するものとする。また、制作物が他者の肖像権、所有権、著作権を侵すものであってはならない。
- (2) 企画提案に係る費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払いは精算払いとする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。

## 12 問合せ先

宮崎県環境森林部循環社会推進課 監視・指導担当

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番地1号

TEL：0985-26-7083

FAX：0985-22-9314

E-mail：junksuishin@pref.miyazaki.lg.jp